

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、2006年4月3日、国際石油開発株式会社と帝国石油株式会社の経営統合による共同持株会社 国際石油開発帝石ホールディングス株式会社として設立され、2008年10月1日、当社を存続会社とする簡易合併により、国際石油開発株式会社および帝国石油株式会社を吸収合併するとともに、商号を国際石油開発帝石株式会社に変更しました。

当社グループは、国内外における石油・天然ガスの開発を主体とし、エネルギーの安定的かつ効率的な供給を実現することを通じて、豊かな社会づくりに貢献する総合エネルギー企業を目指すことを経営理念としております。

この経営理念のもと、当社は、企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーひいては社会全般から信頼される企業であり続けるため、経営の効率性及び健全性の向上、コンプライアンスの徹底を重要な課題と認識し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
経済産業大臣	692,307	18.94
石油資源開発株式会社	267,233	7.31
三井石油開発株式会社	176,760	4.84
三菱商事株式会社	134,500	3.68
JXホールディングス株式会社	134,432	3.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	130,362	3.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	124,404	3.40
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	99,989	2.74
ジェーピー モルガン チェース バンク 380055	95,239	2.61
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	59,362	1.62

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3月

業種 鉱業

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数 50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社定款においては、経営上の一定の重要事項の決定について、株主総会または取締役会の決議に加え、甲種類株式の株主による種類株主総会(甲種類株主総会)の決議が必要である旨が定められております。甲種類株式は、経済産業大臣に対して発行しております。また、甲種類株

式は当会社株主総会において議決権を有していません(ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではありません)。

経営上の一定の重要事項は、「取締役の選解任」、「重要な資産の全部または一部の処分等」、「定款変更」、「統合」、「資本金の額の減少」、「解散」であります。このうち「取締役の選解任」および「統合」については、当社普通株式について公的主体以外の、単一の株主または単一の株主とその共同保有者の議決権割合が100分の20以上の場合に、甲種類株主総会の決議が必要となります。

経済産業大臣は、甲種類株式による拒否権の行使(甲種類株主総会における不承認の決議)について、平成18年4月3日経済産業省告示第七十四号をもってガイドラインを制定しております。経済産業大臣が拒否権を行使できる場合は、上記重要事項ごとに、「中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に背反する形での経営が行われていく蓋然性が高いと判断される場合」、または「中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に否定的な影響が及ぶ蓋然性が高いと判断される場合」、または「甲種類株式の議決権行使に影響を与える可能性のある場合」となっております。同ガイドラインは平成20年10月1日付の当社商号変更に伴う一部記載の変更のため、平成20年10月9日経済産業省告示第二百二十号において改めて告示されております。

当社としては、このような機能を有する甲種類株式を経済産業大臣が保有することにより、当社に対する経営支配や投機目的による敵対的買収等の危険を防止する手段として有効なものと考えられるとともに、ナショナル・フラッグ・カンパニーとして我が国向けエネルギーの安定供給の効率的実現の一翼を担うことが期待され、対外的な交渉や信用などの面で積極的な効果も期待できること等が、甲種類株式を発行した目的であり、また、甲種類株式による拒否権の対象が限定され、拒否権行使についてもガイドラインの設定がなされていることにより、当社の経営の効率性・柔軟性を不当に阻害しないよう透明性を高くした必要最小限の措置となっているものと考えております。

なお、甲種類株式に関する詳細な内容につきましては、2011年6月29日付『有価証券報告書』第4【提出会社の状況】1【株式等の状況】等をご参照下さい。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	15名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
若杉 和夫	他の会社の出身者									
香川 幸之	他の会社の出身者				○	○				
加藤 晴二	他の会社の出身者					○				
平井 茂雄	他の会社の出身者					○				

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
若杉 和夫		株主である石油資源開発株式会社の相談役を兼任しております。	石油・天然ガス開発事業における重要な業務執行に関する審議・決定に際しては、業務に精通した社内出身の取締役に加え、当該見識を持つ適切な社外取締役を選任することにより、その意思決定において、合理的、効率的かつ客観的な視点での妥当性を確保しております。社外取締役の選任にあたっては、独立性の観点に加え、経営判断の妥当性の評価、監督機関としての実効性、専門性、客観性等を総合的に考慮することが重要であると考えており、同氏は当社グループの事業分野に関して長年の経験と幅広い見識を有することから、当社が社外取締役に期待する役割に十分合致していると考えております。
香川 幸之		株主である三井石油開発株式会社の代表取締役社長CEOを兼任しております。	石油・天然ガス開発事業における重要な業務執行に関する審議・決定に際しては、業務に精通した社内出身の取締役に加え、当該見識を持つ適切な社外取締役を選任することにより、その意思決定において、合理的、効率的かつ客観的な視点での妥当性を確保しております。社外取締役の選任にあたっては、独立性の観点に加え、経営判断の妥当性の評価、監督機関としての実効性、専門性、客観性等を総合的に考慮することが重要であると考えており、同氏は当社グループの事業分野に関して長年の経験と幅広い見識を有する経営者であり、当社が社外取締役に期待する役割に十分合致していると考えております。

加藤 晴二	株主である三菱商事株式会社の顧問を兼任しております。	石油・天然ガス開発事業における重要な業務執行に関する審議・決定に際しては、業務に精通した社内出身の取締役に加え、当該見識を持つ適切な社外取締役を選任することにより、その意思決定において、合理的、効率的かつ客観的な視点での妥当性を確保しております。社外取締役の選任にあたっては、独立性の観点に加え、経営判断の妥当性の評価、監督機関としての実効性、専門性、客観性等を総合的に考慮することが重要であると考えており、同氏はエネルギー業界において長年の経験と幅広い見識を有することから、当社が社外取締役に期待する役割に十分合致していると考えております。
平井 茂雄	株主であるJXホールディングス株式会社の取締役副社長執行役員を兼任しております。	石油・天然ガス開発事業における重要な業務執行に関する審議・決定に際しては、業務に精通した社内出身の取締役に加え、当該見識を持つ適切な社外取締役を選任することにより、その意思決定において、合理的、効率的かつ客観的な視点での妥当性を確保しております。社外取締役の選任にあたっては、独立性の観点に加え、経営判断の妥当性の評価、監督機関としての実効性、専門性、客観性等を総合的に考慮することが重要であると考えており、同氏はエネルギー業界において長年の経験と幅広い見識を有することから、当社が社外取締役に期待する役割に十分合致していると考えております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、会計監査人 新日本有限責任監査法人と年6回および随時会合を持ち、監査に関する報告、四半期決算に係る四半期レビュー結果の報告並びに内部統制監査の中間報告を会計監査人から受けるとともに、監査上の重要ポイントについての意見交換を行い、当社の現状について幅広く情報収集できるようにしております。

また、常勤監査役は、適宜内部監査の状況について報告を受けるなど、内部監査部門（監査ユニット）と日頃より連絡を密にしております。また、内部監査部門が実施した内部監査、内部統制の状況について、適宜監査役が報告を受けられるよう5～6回/年の会議を定例化しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
戸恒 東人	他の会社の出身者				○					
角谷 講治	他の会社の出身者				○					
佐藤 弘	他の会社の出身者					○				
船井 勝	他の会社の出身者									

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
			同氏は財務省や金融機関への在籍経験など、財務および会計等の分野における豊富な知見と経験を有していることから、これを社外監査

戸恒 東人	○	子会社であるナトゥナ石油株式会社等の社外監査役に兼任しております。	<p>役としての当社の監査業務に活かすことができます。</p> <p>また当社は、監査役機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するために、監査役補助職の充実、監査役と内部監査部門および会計監査人との間において定期的な会合を実施するなどして連携を強化しているほか、代表取締役との定期的な会合および取締役との会合の定例化を通じてモニタリング機能を強化する体制を構築しております。</p> <p>社外監査役を選任にあたっては、独立性の観点に加え、監督機関としての実効性、専門性等を総合的に考慮することが重要であると考えており、同氏は当社が社外監査役に期待する役割に十分合致していると考えております。</p> <p>また、同氏を独立役員として指定している理由は以下のとおりであります。</p> <p>同氏は1969年に大蔵省(現財務省)に入省し、1995年に同省理財局長、1997年に同省造幣局長を務め、1998年には中小企業金融公庫理事、2004年にはあずさ監査法人顧問を歴任し、2006年6月に国際石油開発株式会社(2008年4月に当社が吸収合併)の常勤監査役に就任し、2007年6月より国際石油開発帝石ホールディングス株式会社(現当社)常勤監査役に就任し、現在に至っております。</p> <p>同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号、同第226条第4項第5号に掲げる要件のいずれにも該当しないだけでなく、財務等の分野における豊富な知見と経験を有し、常勤の社外監査役として経営全般及び個別案件に関して取締役の職務の執行を監査しており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員としてふさわしいものと考えております。</p>
角谷 講治		子会社であるナトゥナ石油株式会社等の社外監査役に兼任しております	<p>同氏は金融機関への在籍経験など、金融等の分野における豊富な知見と経験を有していることから、これを社外監査役としての当社の監査業務に活かすことができます。</p> <p>また当社は、監査役機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するために、監査役補助職の充実、監査役と内部監査部門および会計監査人との間において定期的な会合を実施するなどして連携を強化しているほか、代表取締役との定期的な会合および取締役との会合の定例化を通じてモニタリング機能を強化する体制を構築しております。</p> <p>社外監査役を選任にあたっては、独立性の観点に加え、監督機関としての実効性、専門性等を総合的に考慮することが重要であると考えており、同氏は当社が社外監査役に期待する役割に十分合致していると考えております。</p>
佐藤 弘		株主である石油資源開発株式会社の代表取締役副社長執行役員を兼任しております。	<p>同氏は石油・天然ガス開発業界における豊富な経験と財務および会計に関する知見を有していることから、これを社外監査役としての当社の監査業務に活かすことができます。</p> <p>また当社は、監査役機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するために、監査役補助職の充実、監査役と内部監査部門および会計監査人との間において定期的な会合を実施するなどして連携を強化しているほか、代表取締役との定期的な会合および取締役との会合の定例化を通じてモニタリング機能を強化する体制を構築しております。</p> <p>社外監査役を選任にあたっては、独立性の観点に加え、監督機関としての実効性、専門性等を総合的に考慮することが重要であると考えており、同氏は当社が社外監査役に期待する役割に十分合致していると考えております。</p>
船井 勝		株主である丸紅株式会社の特別顧問を兼任しております。	<p>同氏はエネルギー全般の分野における豊富な経験と財務および会計等に関する知見を有していることから、これを社外監査役としての当社の監査業務に活かすことができます。</p> <p>また当社は、監査役機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するために、監査役補助職の充実、監査役と内部監査部門および会計監査人との間において定期的な会合を実施するなどして連携を強化しているほか、代表取締役との定期的な会合および取締役との会合の定例化を通じてモニタリング機能を強化する体制を構築しております。</p> <p>社外監査役を選任にあたっては、独立性の観点に加え、監督機関としての実効性、専門性等を総合的に考慮することが重要であると考えており、同氏は当社が社外監査役に期待する役割に十分合致していると考えております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社グループの事業である石油・天然ガス開発は、事業に着手してから投資額を回収するまでに長期間を要するのが通常であり、短期間の業績だけを取締役報酬に反映させるのは難しいと考えておりますが、役員報酬制度のあり方の見直しの一環として、役員退職慰労金制度を2008年6月25日をもって廃止いたしました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

2010年4月1日から2011年3月31日までの第5期事業年度における取締役および監査役の報酬等の額は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額	基本報酬	賞与	対象となる員数
取締役(社外取締役を除く。)	546百万円	448百万円	98百万円	14名
監査役(社外監査役を除く。)	33百万円	31百万円	2百万円	2名
社外役員	68百万円	58百万円	9百万円	9名

(注)

- 1.当社はストックオプション制度を導入しておりません。
- 2.当社には退職慰労金制度はありません。
- 3.報酬等の総額には、当事業年度に係る役員賞与引当金の繰入額が含まれております。
- 4.対象となる役員員数には、平成22年6月23日開催の第4回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役3名(うち社外取締役1名)および辞任により退任した監査役2名(うち社外監査役1名)が含まれております。
- 5.当事業年度末現在の取締役16名中1名に対しては報酬等を支払っておりません。

【提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等】
連結報酬等の総額が1億円以上である者はおりません。

【使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの】
使用人兼務役員の使用人給与は支給しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、取締役会にて決定しております。取締役の報酬等は、月額報酬と賞与から構成しております。月額報酬は、役位ごとの職務内容を踏まえて支給し、賞与は、会社業績等を踏まえて支給しております。
監査役報酬等は、月額報酬と賞与からなり、監査役の協議にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役の職務を補助すべき者として、使用人2名(うち1名は管理職)を兼務任命しております。
当該補助者は、監査役の指示に従いその職務を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

【取締役会】
毎月1回ないし必要に応じて随時開催される取締役会において、重要な業務執行について審議、決定し、また取締役の職務の執行を監督しております。

【経営会議・執行役員制度】
業務執行に関しては、意思決定の迅速化の観点から、経営会議を設置し、取締役会の決議事項に属さない事項についての機動的な意思決定を行うとともに、取締役会の意思決定に資するための議論を行っております。経営会議は週1回および適宜開催されます。
また、急速に変化する経営環境および業務の拡大に的確、迅速に対応するため、執行役員制度により業務執行体制を明確化するとともに、一層機動的かつ効率的な経営体制の強化を図っております。

【監査役制度】
当社は監査役制度を採用しており、監査役は取締役会、経営会議に出席し、必要に応じて担当部署に対するヒアリング、担当部署からの報告を通じて経営全般および個別案件に関して取締役の職務の執行を監査しております。

【内部監査】
事業活動の適切性・効率性を確保するため、通常の業務執行部門から独立した内部監査部門(監査ユニット)を社長直属の組織として設置しております。監査ユニットは、経営組織の整備状況、業務運営の効率性等の評価・検討、問題点の指摘、必要な報告、改善状況のフォローアップ監査等を実施し、会計監査人、監査役と随時意見交換を行いながら、経営管理の適正化に寄与しております。

【会計監査】
会計監査については、会社法および金融商品取引法に基づく会計監査を新日本有限責任監査法人より受けております。当事業年度において業

務を執行した公認会計士の氏名および監査業務にかかる補助者の構成は、以下のとおりとなっております。

(業務を執行した公認会計士の氏名)

遠藤 健二、古杉 裕亮、高橋 聡

(会計監査業務に係る補助者の構成)

公認会計士 12名、会計士補等 12名、その他 16名

(監査公認会計士等に対する報酬の内容)

第5期事業年度における監査公認会計士等に対する報酬の内容は、以下のとおりであります。

監査証明業務に基づく報酬 当社 137百万円、連結子会社 80百万円

非監査業務に基づく報酬 当社 39百万円、連結子会社 6百万円

(その他の重要な報酬の内容)

当社の連結子会社インベックス西豪州ブラウズ石油株式会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているErnst & Youngに対して、支店監査等の報酬を支払っております。また、在外連結子会社のINPEX DLNGPL Pty Ltd等はErnst & Youngに対して、現地法定監査の報酬を支払っております。

(監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、新株式発行および株式売出しに係るコンフォートレター作成業務等であります。

(監査報酬の決定方針)

監査報酬は、監査計画、監査日数等を総合的に勘案し、監査役会の同意を得た上で、決定しております。

【監査役機能強化に向けた取組状況】

(監査役補助職の充実)

監査役補助職を2名兼務任命し、そのうちの1名を管理職とすることでサポート体制を強化し、監査業務の実効性を向上させております。

(内部監査部門との連携)

内部監査部門が実施した内部監査、内部統制評価の状況について、適宜監査役が報告を受けられるよう会議を定例化(年5~6回)しております。

(会計監査人との連携)

四半期決算に係る四半期レビュー結果の報告並びに内部統制監査の中間報告を会計監査人から受けるとともに、監査上の重要ポイントについての意見交換を行い、当社の現状について幅広く情報収集できるよう会議を定例化(年6回)しております。

(重要会議への出席)

取締役会、経営会議等の重要会議に出席するとともに、必要に応じて議題に関する事前情報の提供や説明を要請しております。

(代表取締役との定期的会合)

年2回、代表取締役との意見交換を目的とした会合を開催し、経営方針の進捗状況や内部統制システムの構築運用状況等を確認しております。

(取締役との会合)

各本部の取締役から業務執行の状況をヒアリングするための会合を定例化しております。

(常勤監査役連絡会)

常勤監査役間の情報の共有化、各監査役監査の実効性・効率性を高めるために、定期的に連絡会を開催し、聴取が必要なトピックに関する説明を担当部署に要請しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社はグローバルに石油天然ガス開発事業を展開しており、産油国や同国営石油会社、国際石油会社等との重要な交渉機会が多く、これには業務に精通した社内出身の取締役があたる必要があると考えております。このため、取締役会は実務を熟知した社内取締役11名と社外取締役4名により構成しております。

社外取締役4名は、当社の事業分野に関して長年の知識、経験を有する経営者等であり、専門的・客観的見地から当社事業の発展に寄与することを期して株主総会において選任されております。一方、社外取締役がそれぞれ兼任する会社は、いずれも当社グループの事業と同一分野の事業を行っている企業であることから、競争その他利害相反の可能性については、コーポレート・ガバナンス上の特段の留意が必要であると認識しております。このため、当社では、当社取締役が会社法上の競業禁止義務、利益相反取引への適切な対処や情報漏洩防止等に関して、常に高い意識を持って経営にあたり、当社取締役としての職務を的確に遂行していくことの重要性に鑑み、社外取締役を含む全取締役から、これらの点を確認する「誓約書」を受理しております。これらにより、取締役会の意思決定は合理的、効率的かつ客観的な視点で妥当性を持って行われております。

また、当社の監査役会は全5名の過半数にあたる4名が社外監査役であり、かつ監査役の独立性、実効性を確保し、監査機能の強化を図るべく、監査役補助職の増強、内部監査部門や会計監査人との連携を強化するなどの取り組みを行っております。

コンプライアンスの観点からは、コンプライアンス担当役員に代表取締役を選任するとともに、同担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しているほか、社内担当部署および社外専門家(弁護士)を窓口とした内部通報制度を整備しております。

加えて、労使間の協議会、コーポレートHSE(Health, Safety and Environment)会議等を通じた経営と従業員との対話機会の充実を図っております。

以上のような多面的な取り組みにより、当社のコーポレート・ガバナンスは十分に機能し、かつその体制の維持および強化が可能であると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2011年6月28日に開催した第5回定時株主総会に関し、法定期間より前の同年6月10日に招集通知を発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	2011年6月28日に第5回定時株主総会を開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2010年6月に開催した第4回定時株主総会より、インターネットによる議決権の行使を導入いたしました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2010年6月に開催した第4回定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームを導入いたしました。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知および決議通知の英文版を作成し、当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示方針、情報開示に係る社内体制、社内規程の概要、IR活動状況等につき、当社ホームページのIRサイト内 (http://www.inpex.co.jp/ir/policy.html) に掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けIRフェア等に参加し、説明会を開催しております。また、証券会社の支店等において、説明会を開催しております	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎に開催しております(実施内容: 決算内容・業績予想等、参加者: 機関投資家・アナリスト等約200名)。今後も半期毎に実施する予定であります。また、2009年7月には当社の今後の成長プロジェクトに関する事業説明会を開催いたしました。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	毎年各1回以上の頻度で欧州および北米等への海外IRロードショーを実施しているほか、随時カンファレンスへの参加や個別説明を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	財務情報、株式情報、説明会資料等につき、当社ホームページのIRサイト (http://www.inpex.co.jp/ir/) に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署名: 広報・IRユニット IRグループ IR担当役員: 取締役常務執行役員 経営企画本部長 田中 渡 IR事務連絡責任者: 経営企画ユニット ジェネラルマネージャー兼広報・IRユニット ジェネラルマネージャー 橋高 公久	
その他	個人投資家向けのパンフレットやVTRを作成しており、説明会等において配布・上映しているほか、ホームページにも掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、社会的責任を果たし信頼される企業であり続けるための原則として、企業行動憲章 (http://www.inpex.co.jp/company/policy.html) を定めており、この中でステークホルダーの立場の尊重について規定しております。また、この具体的手引書としてのコンプライアンス・マニュアルを策定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループでは、世界各地で事業を展開していくにあたって、事業を遂行する地域と地球の環境保全は、優先して果たしていくべき重要な社会的責任の一つであると考えております。そのため当社グループでは、環境安全方針を制定し、当社グループの労働安全衛生および環境保全(HSE: Health, Safety and Environment)に対する取り組みの基本理念を宣言しております。その具体的な活動内容は、『CSRレポート』および当社ホームページ (http://www.inpex.co.jp/csr/) に記載しております。また、当社グループのCSR活動は、CSRポリシーでもある企業行動憲章に則って推進されており、エネルギーの安定的かつ効率的な供給をベースに、社会の持続可能な開発やプロジェクトを実施する各国・各地域の文化や習慣を尊重した発展に貢献すること等を目指しております。その具体的な活動内容は、『CSRレポート』および当社ホームページに記載しております。なお、『CSRレポート』は、当社グループの年次CSR活動を包括的に伝えることを目的として、毎年発行することを予定しております。また、当社ホームページの「CSR・環境サイト」もCS

	Rレポートの発行に合わせて更新しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主、従業員、取引先、ビジネスパートナーをはじめ広く社会とのコミュニケーションを図り、企業情報を積極的かつ公正に開示することを企業行動憲章に定めており、これに基づき、経営の透明性、経営者のアカウンタビリティを向上させるべく、株主や投資家の皆様に向けたIR活動、株主総会やホームページ、広報活動等を通じて情報の適時開示を行うとともに、常にその充実に努めております。社内体制については、適時開示体制を体系的に整理した「会社情報開示規程」を制定し、当社グループ全体の情報管理、伝達・開示プロセス等を定め、情報開示体制を強化しております。なお、情報開示方針等について当社ホームページのIRサイト内 (http://www.inpex.co.jp/ir/policy.html) に掲載しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 当社は、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、企業行動憲章を策定し、この遵守と徹底を図るための体制を構築しております。
 コンプライアンス担当役員に代表取締役を選任するとともに、同担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、取締役および使用人がその職務執行上、法令および定款に則り、行動することを確保しております。併せて、社内担当部署および社外専門家(弁護士)を窓口とした内部通報制度を整備しております。
 また、コンプライアンス体制および関連社内規程を実効あらしめるために、社長直属の内部監査組織(監査ユニット)による監査を通じ、これを検証・評価するとともに、適宜改善を行っております。
 さらに、財務報告の正確性と信頼性を確保するために必要な体制を整備し、適切に運用するとともに、その有効性の評価を行っております。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 取締役は、その所管する職務の執行に係る文書その他の情報については、法令、定款、社内の規程等に則り、適切に保存、管理しております。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 当社グループの企業活動に関連するあらゆるリスクに対処するため、取締役によるリスクマネジメントを補佐する部署を定め、リスク管理の基本方針を策定するとともに、全社的なリスク管理体制を整備しております。また、グループ経営管理規程に基づき、当社グループ各社の相互の連携のもと、当社グループ全体のリスク管理を行っております。
 さらに、日常業務に係るリスク管理の運営状況等については、監査ユニットによる監査を通じ、これを検証・評価するとともに、適宜改善を行っております。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 取締役は、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を確保するため、以下の点に留意して事業運営を行っております。
 (1)重要事項の決定については、常勤取締役および役付執行役員で組織する経営会議を毎週ないし適宜開催し、迅速かつ適切に業務執行を行う。
 (2)日常の職務遂行については、業務分掌規則、職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が迅速に業務を遂行する。
 5. 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 当社は、グループ経営管理規程に基づき、子会社等との間でグループ経営管理契約を締結し、各社の重要事項について当社に報告を求めまたは承認しております。
 子会社等におけるリスク管理、コンプライアンス管理および内部監査についても、グループ経営管理規程に基づき、互いに連携をとって進めております。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 監査役を補助すべき者として、当社の使用人から2名(うち1名は管理職)を兼務任命しております。監査役職務補助者は、監査役の指示に従いその職務を行っております。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 監査役職務補助者の人事異動に際しては、監査役と協議しております。
8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 取締役および使用人は、監査役に対して、法令に定める事項、当社およびグループ各社に重大な影響を及ぼす事項その他監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、報告および情報提供を行っております。
 また、監査役は、取締役会その他重要な社内会議に出席するとともに、稟議書等の回付を受けて、常に業務上の情報を入手できるようにしております。
9. その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
 監査の実施に当たり、弁護士、会計監査人、税理士等の外部専門家と緊密に連携がとれるようにしております。
 また、内部監査組織とも連携し、定期的に報告を受けるなど、監査の実効性の向上を図っております。

金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応につきましては、「内部統制推進委員会」を設置し、制度構築を進めてまいりました。2008年10月からは、合併会社である当社の内部統制の各領域(全社統制、業務処理統制およびIT全般統制)において、その整備および運用状況を評価し、検出された統制上の不備については、全て改善を行っております。その結果、2011年3月末時点において、財務報告にかかる内部統制は有効に機能していると評価し、その旨の内部統制報告書を作成し、関東財務局に提出しております。また、監査法人からも、同内部統制報告書に対する適正意見を受領しております。今後も引き続き、内部統制の整備および運用評価作業を通じ、財務報告の信頼性を確保してまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断することとしております。併せて、平素より関係行政機関、業界団体および地域企業からの情報収集に努めるとともに、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、警察等関連機関や法律の専門家と緊密に連携し、毅然とした態度で対応します。
 既にコンプライアンス・マニュアル等において、上記の心構え等に関し具体的な対応事例も交えて定めるとともに、啓発・教育・研修等に取り組んでおります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社定款においては、経営上の一定の重要事項の決定について、株主総会または取締役会の決議に加え、甲種類株式の株主による種類株主総会(甲種類株主総会)の決議が必要である旨が定められております。甲種類株式の内容につきましては、前記「その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情」をご参照下さい。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制の概要】

当社は、経営の透明性、経営者のアカウンタビリティを向上させるべく、プレスリリース等の広報活動やホームページを通じた情報の適時・適切・公平な開示を行うとともに、株主や投資家の皆様に向けたIR活動や株主総会を通じて、当社グループへの理解促進を図っております。

1. 社内体制

当社は適時開示に係る「情報取扱責任者」として経営企画本部長を指名し、また、適時開示の実務に係る担当部門として広報・IRユニットを設置しております。

また、適時開示体制を体系的に整理した社内規程「会社情報開示規程」を制定し、当社グループ全体の情報管理・収集、開示プロセス、開示方法等を定めるなど、情報開示体制を強化しております。

2. 適時開示手続

当社の適時開示の対象となる情報の開示手続は以下のとおりです。

- (1) グループ会社を含めた役員等ならびに全部門の責任者は、重要な会社情報またはそれに該当する可能性のある情報を知ったときには、直ちに広報・IRユニットの責任者を通じて「情報取扱責任者」に報告する旨、「会社情報開示規程」に定めております。
- (2) 上記を補うべく、広報・IRユニットの責任者は、重要な会社情報を収集するため経営会議に出席しております。また、グループ会社に対しては、社内規程「グループ経営管理規程」において、当社の事前承認を必要とする事項や都度報告を行うべき事項を定めております。
- (3) 「情報取扱責任者」である経営企画本部長ならびに広報・IRユニットは、開示対象となる情報(決定事実、発生事実、決算情報等)を網羅的に収集し、社内規程「職務権限規程」に基づき、取締役会決議事項の開示については取締役会において、それ以外の開示については経営会議において決議した上で、経営企画本部長の指示により開示を行います。発生事実等、緊急を要する情報の開示に関しては、社長の承認をもって開示いたします。
- (4) 社内規程「内部者取引防止規程」に従い、重要な会社情報の管理の徹底及びインサイダー取引の防止に努めております。

3. 情報開示のチェック体制

社長直轄の監査ユニットは、内部監査を通じて、適時開示体制の整備・運用状況をチェックしております。

【HSEマネジメントシステム】

エネルギーの安定供給を阻害する要因は多種多様ですが、事故・災害は供給停止の原因となるだけでなく、公・鉱害の原因となって事業継続を困難にする可能性があります。当社グループでは、環境保全と事故、災害の防止を不可分の関係と捉え、健康(Health)、安全(Safety)、環境(Environment)への取り組みを包括する当社グループ独自の「HSEマネジメントシステム」のもと、労働安全衛生と環境保全活動の継続的な改善および向上に努めております。

同システムは、環境安全方針、HSEマネジメントシステム規則、各種要領および指針群からなる文書体系と、本社および事業所ごとに設置しているHSE委員会からなる組織、そして年度ごとに定めるHSE重点目標とHSEプログラムの実行計画から構成されています。

【コンプライアンス】

グループ全体として一貫したコンプライアンスの取り組みを推進するため、代表取締役副会長を委員長(コンプライアンス担当役員)とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関わるグループの基本方針や重要事項を審議し、コンプライアンス実践状況を管理しております。同委員会は、監査役や監査役会、会計監査人、監査ユニットと連携し、(1)コンプライアンス施策の立案・実施、(2)コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング、(3)コンプライアンス意識の啓発、(4)違反についての報告受付と調査、(5)違反に対する中止勧告その他の対応、(6)違反の再発防止策の策定、などの業務を行っております。

また、会社情報・資産の取り扱いや公正取引、安全・安心な職場環境など、特に重要と考えられる問題についての注意事項をまとめた「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、役員・従業員に配布して周知徹底を図っております。2010年3月から7月にかけては、グループ全体を対象に「コンプライアンス研修」を実施し、前年度に実施した「コンプライアンス意識調査」のフィードバックとともに同調査において判明した課題の周知徹底を行い、グループ全体におけるコンプライアンス意識の一層の浸透を図っております。このほか、コンプライアンス情報提供の充実策を実施するなど、コンプライアンスへの関心を一層高め、意識レベルの底上げを図っております。

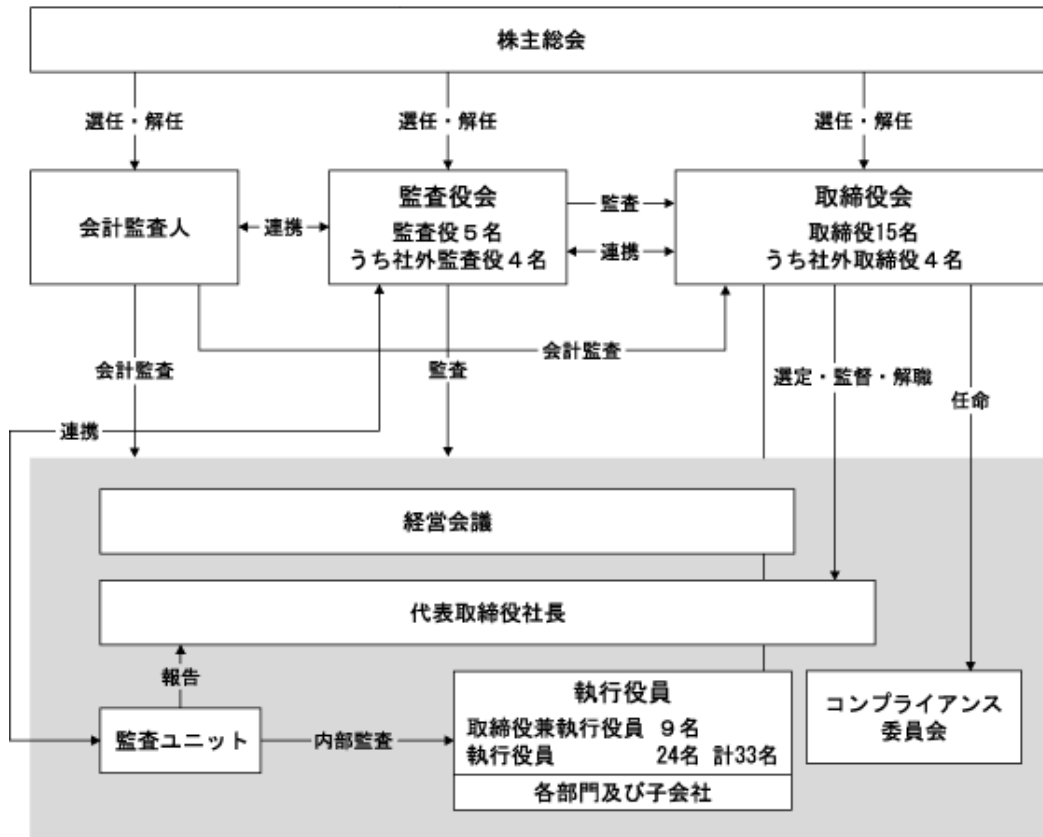
【情報セキュリティ対策】

組織として一貫した情報セキュリティ対策を行うため、「情報セキュリティ基本方針」を策定し、同方針のもとに情報セキュリティ管理体制を整備し、さまざまな対策に取り組んでおります。

2008年10月には、情報セキュリティに関連する諸規程を整備すると同時に「情報セキュリティ委員会」を設置しました。同委員会では、「会社情報管理基準」「社内情報システム利用基準」「情報セキュリティ事故対応基準」など、情報セキュリティ関連基準を策定するとともに、具体的な情報セキュリティ対策の検討および実施を担っています。また、従業員の情報セキュリティ意識を高め、「情報資産」を大事にする価値観や風土を会社文化として根付かせるための活動を展開しております。

当社は、企業の社会的責任を果たすべく、当社グループ内の連携を強化しながらコーポレート・ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底を図り、グループの総合力を向上させていく所存であります。

コーポレート・ガバナンス体制



適時開示に係る社内体制図

